

第5期 奈良県児童虐待防止アクションプラン＜R5年度～R7年度＞	第6期 奈良県児童虐待防止アクションプラン＜R8年度～R10年度＞
（施策の柱Ⅰ）虐待の実態把握と要因分析 - 児童虐待の実態等の検証 - 虐待相談の実態調査・要因分析【 県 】 - 重症事例等の検証【 県 】 - 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し - 支援が長期化している事例の実態把握【 県 】 （2年以上個別検討会議が実施されていない在宅支援ケースの把握） - 検証結果報告書の活用状況の把握 - 検証結果報告書の提言内容に関する取組の推進状況の把握【 県 】 （毎年度、提言内容の取組に関する進捗を把握し推進を図る） （施策の柱Ⅱ）子どもと家庭を見守る県民の意識づくり - 地域における見守り活動の強化 - 地域における子育て支援の充実【 県、市町村 】 - 民生委員・児童委員活動の強化【 県 】 - 啓発活動の推進 - 地域で子育て家庭を見守る意識の醸成【 県 】 - オレンジボンキャンペーン等による県民への啓発【 県、市町村 】 - 若年者を対象とした啓発活動の推進【 県 】 「体罰によらない子育て」に関する広報・啓発【 県 】 - 里親及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進【 県 】 （施策の柱Ⅲ）虐待の予防と早期の対応 - 母子保健活動との連携強化 - 妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援【 県、市町村 】 - 医療機関と連携した支援【 県、市町村 】 - 子育て支援の充実 - 養育力を高めるための子育てプログラムの推進【 県、市町村 】 - 学校における予防教育の推進【 県 】 - 子育て支援事業の充実【 県、市町村 】 - 訪問型（アウトリーチ型）子育て家庭支援の推進【 県、市町村 】 - 虐待通報対策の充実・強化 - 県と市町村のリスクアセスメントの共通化【 県、市町村 】 - 通報受理時の情報の共通化【 県 】 - 要保護児童対策地域協議会の充実・強化 - 要保護児童対策地域協議会の活性化【 県 】 （施策の柱Ⅳ）虐待を受けた子どものケアと家庭への支援 - 一時保護の機能充実 - 一時保護所の機能の充実【 県 】 - 一時保護開始時の司法審査への対応【 県 】※R4法改正後、3年以内に施行 - 児童の意見聴取・意見表明支援の仕組みづくり【 県、施設設置者 】※R6.4施行 - 一時保護所の設備・運営基準の策定【 県 】※R6.4施行 - 里親啓発活動の推進や里親支援の充実等具体的な取組を次期計画に反映 - 社会的養護における体制の充実 - 都道府県社会的養育推進計画の推進【 県 】 - 里親育成のための研修、児童を委託している里親への支援【 県 】 - 被虐待児等へのケアの充実 - 児童養護施設等におけるケア機能の充実【 県、施設設置者 】 （施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推進） - 家族の再統合、子どもの自立への支援 - 家族の再統合に向けた支援【 県、市町村 】※R6.4施行 （保護者支援プログラムの充実） - 家庭復帰後の支援・見守り体制の充実【 県、市町村 】 - 施設等の入所児童に対するインケア・自立支援の充実【 県、施設設置者 】 - 施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充【 県 】 （退所児童を孤立させず自立を支えるため、必要な経済的・心理的支援を実施する） （施策の柱Ⅴ）子どもと家庭を支援する体制づくり 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化 - 福祉・保健・教育、警察、司法等の児童に関わる連携強化【 県 】 - 警察・市町村・子ども家庭相談センターとの連携強化【 県、市町村 】 - 警察・司法・子ども家庭相談センターとの連携強化【 県 】 （臨検・捜索に係る合同研修の実施、子どもの心理的負担を軽減する面接研修 等） - 県と市町村の役割分担【 県、市町村 】 - 情報提供に関するルール共有化【 県 】 （個別ケース検討会議の実施基準、転居時等の情報提供方法等のルール化） - 市町村職員と子ども家庭相談センター職員との人的交流促進【 県、市町村 】 （関係機関の相互理解を図り、連携と役割分担の明確化を図るため職員派遣を実施） - 市町村の組織体制の充実・強化 - 市町村子ども家庭センターの設置促進【 県、市町村 】※R6.4施行 - 虐待相談対応の組織・体制の整備【 市町村 】 - 職員の専門性の向上【 県、市町村 】 - 市町村における相談支援体制の整備状況に関する実態調査と支援【 県 】 （市町村の相談体制状況と課題及びニーズを把握する調査を実施し必要な支援を実施） - 市町村における家庭支援事業の充実【 市町村 】※R6.4施行 （訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援） - 県の組織体制の充実・強化 - 虐待相談対応の組織・体制の整備【 県 】 - 職員の専門性の向上【 県 】 - 市町村研修担当職員・里親支援員等の支援者支援の拡充【 県 】 （市町村職員・里親等の支援者への研修と、支援者への相談支援を実施する体制を拡充）	（施策の柱Ⅰ）虐待の実態把握と要因分析 - 児童虐待の実態等の検証 - 虐待相談の実態調査・要因分析【 県 】 - 重症事例等の検証【 県 】 - 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し - 支援が長期化している事例の実態把握【 県 】 （2年以上個別検討会議が実施されていない在宅支援ケースの把握） - 検証結果報告書の活用状況の把握 - 検証結果報告書の提言内容に関する取組の推進状況の把握【 県 】 （施策の柱Ⅱ）子どもと家庭を見守る県民の意識づくり - 地域における見守り活動の強化 - 子どもの居場所づくり等地域における子育て支援の充実【 県、市町村 】 - 民生委員・児童委員活動の強化【 県 】 - 啓発活動の推進 （統合）オレンジボンキャンペーン等による県民への啓発、地域で子育て家庭を見守る意識の醸成【 県、市町村 】 - 里親支援センターと連携した里親及びファミリーホームの啓発活動の推進【 県、市町村 】 （施策の柱Ⅲ）虐待の予防と早期の対応 - 母子保健活動との連携強化 - 妊娠・出産・乳幼児期の家庭への切れ目のない支援【 県、市町村 】 - 医療機関と連携した支援【 県、市町村 】 （新）予期せぬ妊娠や若年妊娠等に悩む女性への支援の充実【 県 】 - 子育て支援の充実 - 養育力を高めるための子育てプログラムの推進【 県、市町村 】 - 学校における予防教育の推進【 県 】 （新）在宅養育への支援の充実【 県、市町村 】 （統合）市町村における家庭支援事業の充実【 市町村 】 （訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援） - 虐待通報対策の充実・強化 - 県と市町村のリスクアセスメントの共通化【 県、市町村 】 - 通報受理時の情報の共通化【 県 】 （新）警察との全件共有の実施【 県 】 - 要保護児童対策地域協議会の充実・強化 - 要保護児童対策地域協議会の活性化【 県 】 （新）改訂要対協実務マニュアルによるルールの共有【 県 】 （施策の柱Ⅳ）虐待を受けた子どものケアと家庭への支援 - 一時保護の機能充実 - 一時保護所の機能の充実【 県 】 - 一時保護開始時の司法審査への対応【 県 】 - 一時保護所の設備・運営基準の策定【 県 】 （新）一時保護所の第三者評価の実施【 県 】 （新）一時保護委託の登録制度への対応【 県 】※公布(R7.4)から1年6月以内に施行 - 社会的養護における体制の充実 （新）子どもの権利擁護の強化【 県、施設設置者 】 - 里親育成のための研修の充実、児童を委託している里親への支援の充実【 県 】 - 被虐待児等へのケアの充実 - 児童養護施設等におけるケア機能の充実【 県、施設設置者 】 （施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推進） - 家族の再統合、子どもの自立への支援 （統合）親の回復支援等家族の再統合に向けた支援、家庭訪問等の家庭復帰後の支援の充実【 県、市町村 】 （統合）施設等の入所児童に対する自立支援、退所後のアフターケアの充実【 県、施設設置者 】 （施策の柱Ⅴ）子どもと家庭を支援する体制づくり 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化 - 県と市町村の役割分担にもとづいた連携・協働の推進【 県、市町村 】 （新）県子ども家庭相談センター・市町村・教育機関・警察・司法との連携強化【 県、市町村 】 （臨検・捜索に係る合同研修の実施、子どもの心理的負担を軽減する面接研修、警察との全件共有 等） - 市町村職員と県子ども家庭相談センターの専門職員との人事交流促進【 県、市町村 】 （専門職員の人材育成、顔の見える関係の構築、機関の相互理解を図る） （新）保育所等における虐待通報義務にかかる体制整備【 県、市町村 】※R7.10施行 （新）子ども性暴力防止法の施行への対応【 県、市町村 】※R8.12施行 - 市町村の組織体制の充実・強化 - 市町村子ども家庭センターの設置促進【 県、市町村 】 - 虐待相談対応の組織体制の充実・強化【 市町村 】 - 職員の専門性の向上【 県、市町村 】 - 市町村における相談支援体制の整備状況に関する実態調査と支援【 県 】 - 県の組織体制の充実・強化 - 虐待相談対応の組織体制の充実・強化【 県 】 - 県子ども家庭相談センター職員の専門性の向上【 県 】 - 県子ども家庭相談センターの市町村支援児童福祉司・里親養育支援児童福祉司による支援者支援の拡充【 県 】